

岩手県森林審議会議事録

開催日時：令和3年12月14日（火）13：30～16：15

開催場所：岩手県水産会館 5階 大会議室

出席者：別紙のとおり

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>ただいまから岩手県森林審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、当審議会の委員総数15名中13名の委員に御出席いただき、過半数に達しておりますことから、岩手県森林審議会運営規程第4条2項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、佐藤 美加子委員、手塚 さや香委員におかれましては、欠席する旨の御連絡を受けております。</p> <p>また、今年度、新たに任命されました委員を御紹介させていただきます。</p> <p>野田村長 小田 祐士委員でございます。</p> <p>遠野市長 多田 一彦委員でございます。</p> <p>国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 東北支所長 山中 高史委員でございます。</p> <p>続きまして、本日の審議会の公開の取扱いについてでございます。</p> <p>会議の議事は、原則として公開することとなっておりますので、本日の議事は全て公開とさせていただきます。</p> <p>なお、質疑等に際しては、事務局がマイクをお持ちしますので、御発言はマイクにてお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、橋本林務担当技監から挨拶を申し上げます。</p>
橋本林務担当技監	<p>岩手県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、佐藤会長をはじめ、委員の皆様には、年末の御多忙のところ御出席いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、日頃より、本県の森林・林業、木材産業の振興に、特段の御支援と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、御案内のとおり、国においては、今年6月に今後5年間の林業施策の基本的な方針を定める新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、林業・木材産業の持続性を高めながら、社会経済生活の向上等に寄与するグリーン成長の実現が盛り込まれたところです。</p> <p>また、森林資源が本格的な利用期を迎えつつある本県においては、循環利用をしっかりと進めながら、水源かん養や山地災害防止等の公益的機能が維持された健全な森林を育成するとともに、良好な状態で次の世代に引き継ぐことが求められています。</p> <p>こうした中、県では、造林や間伐などの森林整備を通じて持続的な森林経営を促進するため、本年度から新たに、市町村や林業関係者が森林情報を効率的に利用できる森林クラウドシステムの整備に着手し、令和5年度からの運用開始に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、木材関係では、県産木材を使用した住宅建築の支援や、県産木材の積極的な利用を宣言する民間事業者の登録制度の導入など、県産木材の利</p>

	<p>用促進に取り組み、岩手県木材利用促進基本計画等の着実な推進を図っているほか、全国植樹祭に向けては、今年10月から県庁内での組織体制を強化し、基本計画の策定や、大会会場のシンボルとなるお野立所の設計、苗木のスクールステイなどを進めているところです。</p> <p>本日御審議いただきます地域森林計画は、森林法に基づき、県知事が地域ごとの民有林について森林整備などの基本方向を定めるものであり、市町村が樹立する市町村森林整備計画の指標となるものです。</p> <p>本日は、沿岸北部の久慈・閉伊川森林計画区の計画案と、馬淵川上流、大槌・気仙川、北上川上流、北上川中流の各森林計画区における計画変更案について、御審議をお願いいたします。</p> <p>また、併せて、森林・林業に関する情勢報告として、県産木材の利用促進に向けた取組について御報告することとしています。</p> <p>限られた時間ではございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶といたします。</p>
事務局	<p>続きまして、当審議会の佐藤会長より御挨拶をいただきたいと存じますが、本審議会の議長は、岩手県森林審議会運営規程第4条第1項の規定により、審議会の会長が務めることとなっております。</p> <p>佐藤会長には、議長席に御移動の上、御挨拶を頂戴したいと存じます。佐藤会長、よろしくをお願いいたします。</p>
佐藤森林審議会会長	<p>皆さんも御存知のとおり、新型コロナウイルス感染症、これにつきましては、今現在大分落ち着いてきております。</p> <p>そして大分、産業の方も息を吹き返してきているといったようなところではございますが、新型株の感染の拡大といったものが懸念されているということで、まだまだ観光あるいは飲食、そういった様々な産業分野で影響が続いている状況にあります。</p> <p>一方で木材産業につきましては、一時木材の流通が完全にストップするといったような、大変厳しい状況にあったわけですが、今年に入りまして、一転してウッドショックと言われる、木材の供給の逼迫、そういったような状況が今続いているといったようなことになっています。</p> <p>原因につきましては、様々言われておりますけれども、コロナ禍でその港湾の作業員さんが、なかなか少なくなって船舶による輸送、これが停滞したといったようなこと、あるいは各国が経済対策を行っているわけですが、これによって非常にその過剰なその資金が流れたということもあり、これが不動産の方にもあって、特にアメリカあるいは中国、こういったところで、木材が高騰したということも一つの原因だというような形で言われております。</p> <p>御案内のとおりですけれども木材は、すでに国際商品ということで、流通していますし、わが国でも、戦後の復興需要ということもあって、早くから関税と申しますか、輸入が自由化されてきたといったようなことありまして、その時々国際情勢で様々大きな影響を受けてきたという経緯がございます。</p> <p>こういった中、わが国の森林の多くが主伐期を迎えてきている中で、今後ますますこういった国際情勢の変化、これが、非常に顕在化してくるということで、そしてそれがまた、わが国の森林そのものにも、大きな影響を与えてくるのではないかとということでもあります。</p> <p>また、こうした中で、国連の持続可能な開発目標、SDGsというような話で今話題になってはいますが、このうちの17項目あるわけですが、そのうちの4項目、これが林業、あるいは森林林業に関わる事項となっております。</p>

	<p>りますし、わが国でもこういった目標の達成に向けてやっぱりしっかりと取り組んでいかなければならない状態になっています。</p> <p>こうした状況の中で、今後さらにしっかりとした森林の管理、これが求められてくるわけですが、実行管理の一つの大きな枠組み、そして森林計画制度、これが今後ますます重要性を高めていくのであろうと考えております。</p> <p>本日は、この森林計画制度に基づきます、地域森林計画の樹立と変更が審議の対象となりますけれども、いずれ委員の皆様には、幅広く御意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、簡単ですが挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第3の報告事項になりますが、以降の進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
佐藤議長	<p>はい。</p> <p>それでは、暫時、議長として議事を進行させていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、次第3の報告事項でございますけれども、岩手県森林審議会運営規程の第7条の規定に基づいて、各部会から報告をお願いしたいと思います。</p> <p>初めに、林地保全部会の審議結果につきまして、伊藤部会長から報告をお願いいたします。</p>
林地保全部会 (伊藤委員)	資料No. 1により報告
佐藤議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、次に松くい虫対策部会の審議結果につきまして、山中部会長から報告をお願いします。</p>
松くい虫対策部会 (山中委員)	資料No. 2により報告
佐藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告につきまして、御意見御質問等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。</p> <p>それではですね、次第の4の議事に移りたいと思っておりますけれども、準備のため少々時間をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは13時50分まで休憩ということで、その後再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
佐藤議長	<p>これから、議事に入りますけれども、その前に森林・林業基本計画、森林法で5年ごとに見直しを行うこととされているものですが、先ほど技監の御挨拶にございましたとおり、本年6月に新たな森林・林業基本計画、これが閣議決定をされております。</p> <p>これに伴いまして森林計画制度も一部見直しが行われておりますので、まずこれについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	資料No. 3 - 1により説明。

佐藤議長	<p>ただ今の事務局からの説明に対しまして、御質問などがありましたらお願いいたします。</p> <p>では、それはやはり森林の保全とかあるいは循環利用、こういったものを意識したような見直し、という形になっていると思いますけれども、何かございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
橋浦委員	<p>制度の見直しについて、市町村への指導はいつぐらいのタイミングで行われますか。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	<p>はい。</p> <p>今年度中に国からもう少し具体的な考え方が示されると思います。</p> <p>いずれこういう場合はこれに該当します、というようにもう少し端的に説明しないとかなり難しい内容となっておりますので、そのやり方等も含めてしっかり国の話を聞き、市町村に伝えながら、県で運用できる部分は運用できるように指導して参りたい、と考えております。</p>
橋浦委員	<p>新年度に向けて、一緒に取り組まなければならないこともあるかと思しますので、よろしくをお願いします。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	<p>はい。</p> <p>情報収集しながら、また他県の考え方も聞きながら、精一杯努めたいと思っています。</p>
佐藤議長	<p>はい、どうぞ。</p>
小田委員	<p>国の指針で、資料3-1の7ページの部分で、溪流沿いの保護樹帯設定というのがありますが、大雨災害の時に河川の方で復旧工事等の要望をしていますが、災害の場合は川だけを直しても駄目であって、山の方と調整しないと前から言われています。</p> <p>その辺の調整というのは、この計画指針の中で、河川の方との調整はされているものでしょうか。</p>
西島森林保全課 技術参事兼 総括課長	<p>河川のお話ということですが、国土交通省で主導して、流域治水という取組が始まっておりまして、県内でも1級河川の北上川、馬淵川につきましては、国土交通省岩手事務所や、青森の事務所で、事務局を担いまして会議が開催されておりますし、その中で、川上から川下のいわゆる山の上であれば我々林業サイドからになります。治山事業、あるいは森林整備事業、そして下の方に行きますと、例えば、農村整備事業のダム関係でございますけれどもそういったもの、さらに、河川の方に参りまして県土整備部で所管しております、いわゆる河川の改修ですとかあるいは国土交通省で所管している事業そういったもので、連絡調整しながら一体的に川上から川下まで、いわゆるソフト的な事業も含めて、対応していこうということで、今動き出しているところですが、その他に県内で例えば2級河川等で、一番早かったのは小本川ですが、そちらの方につきましても、それぞれの所管する振興局、県土整備部が中心になりまして、同じような取組を行っております。</p> <p>いわゆる今まで縦割りだったものについて、官庁の枠組を超えて、そして取組をやっていきましようという動きが出ております。</p> <p>そういった考え方が、そのままこの今回の指針の中に反映されていると理解しております。</p>
佐藤議長	<p>よろしいですか。</p>

小田委員	<p>今のように調整しながらやっていただければよろしいと思いますが、小本川の関係とかですね、災害の際どうしても山と川と、という部分は隣接している部分があるので、残材の適正な整備とありますけれども、当時、切捨間伐の場合も、結果的にどうしても災害の要因になってしまうということもあったということで、その辺、変わってきていると思います。</p> <p>いずれにしろ、このそれぞれの管轄の部分が、連携を取りながら進めていって、林業分野でも皆さんが良いような形になるような、調整をとっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
西島森林保全課 技術参事兼 総括課長	<p>わかりました。</p> <p>協力しながら進めていきたいと思ひますので、調査に御協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
佐藤議長	<p>他にございますか。</p> <p>それでは、いよいよ議事に入って参りますけれども、森林法第6条第3項の規定によりまして、次第にもございますとおり、5つの議案につきまして、知事から意見を求められております。</p> <p>まず、第1号議案、久慈・閉伊川地域森林計画案について事務局から説明をお願いいたします。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	資料No.3-4により説明
成松森林整備課 技術主幹兼 計画担当課長	資料No.3-5により説明
佐藤議長	それでは、ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見御質問がありましたら、お願ひいたします。
泉委員	<p>ただいまの御説明を通して、計画書について質問してもいいという理解でよろしいですか。</p> <p>そうしましたら質問させていただきます。泉と申します。</p> <p>計画書のまず4ページですけれども、保安林関連につきまして質問いたします。</p> <p>保安林指定が、森林所有者の理解が得られないこともあって進まないということですが、保安林指定の内容ですとか、メリット、デメリット等をどのように説明されていらっしゃるのか、市町村役場に聞いてもわからないことが多いと思ひまして、県が対応することになると思うのですが、所有者の方にそういった情報がきちんと伝わっているのでしょうか、ということをお伺ひしたいです。</p> <p>二つ目の質問は、計画書の23ページのところで、造林する樹種の説明のところで、アカマツの植林をなさることが書いてありまして、抵抗性のアカマツ品種を植栽と書いてあるのですが、こちらの苗木の供給の状況、植えたいと思った方が植えられる、苗木が手に入りやすいのか、そのような価格の状態でしょうかということをお伺ひしたいです。</p> <p>県で何十年も研究されてきて、その成果だと思ひますので、植林で植えたいという方のお手元に届くのかどうかということをお伺ひしたいです。</p> <p>以上二つです。</p>
西島森林保全課 技術参事兼 総括課長	<p>保安林のお話でございますけれども、県内の森林の4割が、保安林になっておりまして、多いのが国有林で33万haほどでございます。</p> <p>民有林につきましては、約14万3000haということで、併せて本県の森林の約4割となっております。</p> <p>具体的に保安林をどういう形で周知しているのかという話になりますが、</p>

	<p>地区で開催する座談会ですとか、あるいは相談会ですとか、広報誌といったものを使ってPRするというようなことも実施しております。</p> <p>さらに市町村の職員に対する研修会等も実施していますが、ケースとして一番多いのは、県で治山事業を実施しておりますけれども、用地イコール森林所有者の保安林指定への理解というのが、制度上大きなポイントになっております。</p> <p>そういった場面で、丁寧に御説明するということが現実的に多い場面になって参ります。</p> <p>保安林の場合には様々な優遇措置もございますし、制限もございます。</p> <p>そういった面で、プラス・マイナスがございますが、ご自身の森林の管理の仕方ですとか、今後の施業ですとか、そういったものを勘案した上で、事業への御理解いただくという進め方をしております。</p> <p>最近の傾向としては、昔は、治山施設を入れる場合に、登記簿上の地番を一筆指定するケースが多かったのですが、最近は、施設の入る周辺部だけを部分指定することを御希望されているという方もおありまして、一カ所当たりの面積が小さくなる傾向にもあります。</p> <p>いずれ保安林指定というのは国でも強く打ち出しておりますし、しっかりと理解を得ながら進めていきたいと考えています。</p> <p>従前、特に民有林については、保安林の指定の大きなエンジンというのは、治山事業というのものと、もう一つ機関造林、いわゆる県有林、森林開発公団造林で、植栽し、そこを保安林指定するというようなことがずっと続いておりましたが、植栽がある程度落ち着いて、保育作業へと変わってくる中で、面積的に落ちてきているということもあります。</p> <p>ただその中で、最近の傾向としては、共有地の管理の問題から、保安林の指定をしてもらい、保安林事業での森林整備という御相談が増えております。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	<p>アカマツの抵抗性の苗木の関係でございます。</p> <p>近年の生産量ですが、1万本以上は大体コンスタントに生産されております。</p> <p>需要については、防潮林等の海岸防災林工事が終わりましたので、需要が少なくなっている状況で、供給は可能となっております。</p> <p>今後アカマツの造林が増えるというような状況だとすれば、また事前に生産者と協議して、需給バランスを踏まえながら、対応していきたいと思っております。</p> <p>アカマツの抵抗性苗木以外のすべての苗木についても、苗木を販売する森林組合、林業事業体と、苗木を供給する業者で、県が間に入って、樹苗需給調整会議を開催しております。</p> <p>苗木に関しては需給バランスを欠くことのないよう、毎年、調整しておりますので、いつでも供給できる体制をとっております。</p>
漆原林業技術センター 所長	<p>林業技術センター所長の漆原といいます。</p> <p>今、県で生産しているアカマツの種子は、すべて抵抗性アカマツになっております。</p>
泉委員	<p>現場の方の中には、買えないのではないかと思いますので、情報を出していただけたらと思います。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	<p>森林組合に行けば、すべて手配できるような仕組みになっておりますので、何なりと御相談していただければと思います。</p> <p>振興局の方でもよろしいです。</p> <p>苗木については、供給されるようになる体制をとっておりますので、よろ</p>

	しくお願いいたします。
佐藤議長	それでは、他にございますか。
小田委員	今の造林の関係、人工造林の花粉症対策に資する苗木の増加とありますけれども、人工造林のスギの大体何割ぐらいが、花粉症対応の苗木になっているのか、また今後の方向性を教えていただけますか。
鈴木森林整備課 総括課長	<p>花粉症対策でございますが、岩手県内での少花粉スギは約2万本の生産量でございます。</p> <p>全国的に見れば、その対策は少々弱いというのが、実際のところでございます。</p> <p>西日本等は、非常に進んでおりますが、全国的に見れば本県は、多少劣るところです。</p> <p>現在、造林の樹種が、先ほども御説明したとおり、8割近くがカラマツとなっておりますので、苗木の生産のウエイトは、カラマツに力が入っているというのが実情でございます。</p> <p>いずれ花粉症対策は、国で計画を加速させるよう、取組の目標値を出していますので、県では国から御助言いただきながら、現在、低花粉・少花粉の杉の苗の生産に向けて、拡充するよう取組を進めているところでございます。</p>
佐藤議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、他にございますか。</p>
上田委員	資料の確認をさせていただきたいのですが、前計画の実行結果を踏まえて、新たな森林計画の案ということで報告いただいているのですけれども、数値の前計画の期間に対する実行率何%という数字の記載がありますけれども、これは前計画が平成29年から令和8年の10年に計画したものが計画の全体数値に対して、前半5年間で、例えば人工造林48%とか主伐82%というように読み取るのか、48%は、半分しかいかなかったのかではなくて、前半10年間のうちの半期で、ほぼ計画とおりにいったというように読み取れるのか、計画に対して半分だったのか、期間に対して半分だったのか、示されている数字を教えてください。
鈴木森林整備課 総括課長	<p>御質問資料3-4の、例えば人工造林であれば、スライドの10ページ、計画1,670ha、実行807haで、実行率が48%というお話だと思いますが、これは5カ年間の実績でございますので、48%というのは半分にも満たないというのが、実際の数字でございます。</p> <p>人工造林につきまして、お話させていただきますと、この久慈・閉伊川森林計画区は、アカマツ林が主体ということもあり、本来であれば再造林をもっとしなければいけないところですが、造林せずアカマツによる天然更新を選択するケース、また、アカマツ林が多いので、アカマツの主伐収入だけでは、再造林も賄えない、経費負担できない、というようなことがあって、実行率が下がったと考えております。</p> <p>私どもとしましては、再造林経費が捻出できるような収入を期待したいところでございますが、そういう林分も限られているのが実態でございます。</p> <p>ただ、良質なアカマツについては、例えば列状間伐とか択伐を入れて長伐期にして、仮に造林できなければ、長伐期で持続的な森林経営を行うなど、そういうような森林計画を進めていきたいと思っております。</p>
上田委員	<p>本来100%を目標にしていたことの48%と、半分に満たなかったみたいな、案の数値だということですね。</p> <p>それを踏まえて、計画の方は、その数値を調整していくと捉えてよろしい</p>

	でしょうか。
鈴木森林整備課 総括課長	<p>地域森林計画の数字ですけれども、委員おっしゃるのは、おそらく、実力よりも上の数字で計画が組まれているのではないかとということが背景にあるのかと伺ったのですけれども、全国森林計画から森林資源の構成を見ながら国有林と民有林に計画値が地域の流域単位におりてくるということがあって、森林資源から見た理想的な形の数値になることが、基礎にあるという実態でございます。</p> <p>私どもの実力以上、県の実力以上の計画になっているという場面もあるのが実情でございます。</p> <p>人工造林については、そういう面が強かったのかなと思っております。</p> <p>ただし、再造林は持続的な森林経営を進める上で、重要なことであり、県のアクションプランの中でも、全県での再造林の目標数値を決めながら進めて参りたいと考えており、林業関係団体にも御協力いただきながら進めて参りたいと考えております。</p>
佐藤議長	よろしいですか。
猪内委員	<p>はい。</p> <p>猪内です。</p> <p>今の上田さんの質問に似ているのですけれども、計画値が、実績に対して、倍以上の計画になっているところがありますが、特に造林と間伐というところで、倍以上のものが本当にできるのだろうかというところと、その見込みですが、抜粋の資料でいうと、資料3-5で言うと、5ページ6ページ目のところですが、造林面積でいいますと、実績(見込み)が807haそれに対して1,800ha、これ大きな計画からきていて、この面積というように今御説明があったのですけれども、技術者とか、その設備の面で、この倍以上のものが本当に達成できるのか、または、段階的な計画があるのかというところが気になります。</p> <p>同じように、間伐及び保育に関する事項の中でも、実績(見込み)のところは354ha。という数字に対して800haという数字が載っておりますけれども、造林と一緒に、間伐も非常に人手がかかる仕事でございます。</p> <p>そちらの方の計画値が、はたして適正かというところと、適正であればそれに見合う技術者が確保できるのかいうところ、少し気になりますので、お考えの方、教えていただきたいと思っております。</p>
佐藤議長	はい、どうぞ。
鈴木森林整備課 総括課長	<p>お答えいたします。</p> <p>間伐につきましては、先ほど若干説明した経緯もありますが、木材生産が間伐から主伐へと移行しつつあること。</p> <p>また、この地域におきましては、台風被害等の作業道の被災とかもありましたので、若干数字が伸びなかったことが要因として考えられます。</p> <p>ただそれを差し引いても、計画量が大きいのではないかとのお話ございました。</p> <p>繰り返しになりますが、国の計画がその地域森林計画におりていて、森林資源の状況から見て、理想的である、望ましい姿を描いております。</p> <p>県の裁量で調整できる範囲はそれなりに反映していますが、やはり望ましい姿に向かっていくという考え方となります。</p>
橋本林務担当技監	<p>若干補足になるかと思いますが、この実績に対する計画値の関係、この森林審議会でも毎年ありますけれども、そういった議論が毎回出るのが、今の状況です。</p>

	<p>目標そのものは、我々としては、それに向かって対応するということですが、けれども、この計画制度そのものが、全国森林計画との関係もありますので、計画だけではなくて、実績についても、この国に上げて、そのなかで国も実績も踏まえて、何らかの次の計画を立てるとということには違いがありませんので、何らかの国の、この地域の実績が特に低いとか、そういったことになれば、いずれ国からも全国森林計画とのバランスもあるのではということになるかと思えます。</p> <p>今のところは、そこまでは至らず、5年ごとの計画の中で、そういった数字がおりてきて、あとは県の裁量で、大体2割ぐらいの上限・下限で調整できるというような仕組みになっていますので、現在のところはそういった取組を繰り返しながら、国との関係とか、伐採の関係とか、計画を立てていくということが、今の仕組みです。</p> <p>我々としては、そういった形が出てきた計画についてはできるだけ頑張るといような形になっていて、なかなか達成できなかったことについては、いずれ国に報告して、その中で、国は全体の中で、その数字を見ていくということになりますので、今のところはそういった形で進めていくものと考えております。</p>
佐藤議長	<p>言ってみれば、あるべき姿を描いてそれに向かっていくといったような、中身ということのようです。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、他にございますか。</p>
佐藤元幸委員	<p>佐藤でございます。</p> <p>資料No.3-4の11ページ目で、造林面積の樹種別割合ということで、先ほどお話がありましたとおり、カラマツの方に造林が偏っていると。</p> <p>これは多分、今、全県的におそらくそういう状況になっているかと思えます。</p> <p>当然、カラマツの販売価格が高騰しているということも関係しているかと思えますが、県の方として、カラマツに偏った造林の方向性、これをどのように考えているか。</p> <p>もし、バランス的に余りにも悪くなるようであれば、県の方として、どこか調整点という意味で県有林の方にまた違う樹種を転換していくとか、そういう方向性があるのかどうかということですね。</p> <p>私個人的には、余りにもこういう極端な造林割合というのは戦後の拡大造林でスギ一辺倒に植えられて、その弊害が出ているというこの50年後の状況が思い浮かぶような気がするのですが、どのようにお考えかお聞かせいただければと思います。</p>
佐藤議長	はいどうぞ。
鈴木森林整備課 総括課長	<p>委員がおっしゃるとおり、偏った構成と言われればそのとおりだと思っております。</p> <p>私どもも、そのような認識を持っております。</p> <p>やはり、造林の基本は、適地適木ということを私は学生時代に教わっておりますし、林業におけるその考え方は今も変わるものではないと思っております。</p> <p>カラマツの適さないところにカラマツが植えられているというような状況も実際にありますので、適地適木に合った形を進めようと思っております。</p> <p>これから樹苗需給調整会議が2月以降ありますけれども、適地適木を優先とした需給バランスや造林指導をやっていこうと思っております。</p> <p>また、県のブロック会議などもございますので、そういう場でも取り上げ</p>

	て参りたいと思っております。
佐藤元幸委員	ありがとうございました。
佐藤議長	はい他に、川村委員。
川村委員	<p>川村です。よろしくお願ひします。</p> <p>この計画書に直接書かれていることとは少し違ひなのですが、アカマツの取扱いについて考えをお尋ねしたいと思ひます。</p> <p>この計画区は、県北・沿岸を含んでいて、もともとアカマツの良質な材が取れるということで大事な地域だったと思ひのですが、今、佐藤委員からお話があったとおりで、例えば再造林で使われる樹種がカラマツに偏重して、このグラフを見ますとアカマツはほぼないというようなことです。</p> <p>ところが一方、その国産材をどんどん使っていこうという中で、強い材、カラマツももちろん強いですけれども、そのアカマツが、例えば先ほどウツティかわいが防腐土台の木材を開発されているとか、そういったことで非常に有効な材として期待も一方であるわけで、そういったことで、全体的に、県としてアカマツのこれからの育成等々どうお考えか、何かありましたらお願ひしたいと思ひます。</p>
工藤林業振興課 総括課長	<p>確かに今お話がありましたとおり、天然アカマツは、岩手県が全国的に見ても資源が豊富ということで、大事に使っていかなければならないと考えています。</p> <p>最近ですと、寺社仏閣、あるいはお城等の修復にアカマツが全国で用いられているということで、県にとっても非常に重要な資源ですし、そういった用途に使いつつ、松くい虫の被害もございますので、被害が県北に及ばないように、きちんと防除しながら大事に使っていく必要があると考えています。</p> <p>先ほどお話がありました、ウッドショックの関係で、梁に使う外材の代替として、アカマツ・カラマツが非常に注目を受けているということもありますので、天然アカマツだけではなくて、過去に造成してきた人工林のアカマツについても、強度等を調べながら製品開発していけるような取組を今現在進めているところであります。</p> <p>現時点で、これまで造成してきた人工林のアカマツをどのように使っていくかというのは、これからの検討になると思ひのですが、その辺がある程度見えてくれば、次の資源造成としてアカマツの造林、あるいは、県北の民間事業者さんでも、貴重なアカマツ資源、良い資源を残していこうということで、造林ではなく天然下種更新、伐採した後に自然に生育してくるアカマツを残す取組をしておりますので、そういった取組も含めながら県として、今後のことについて考えていきたいと思ひます。</p>
川村委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど、最初の松くい部会の時に質問すればよかったのですがけれども、聞いた話ですと、おそらくもう駄目なマツがもうすっかりなくなったせいもあるのかもしれないのですが、県内で松くい被害が広がる勢いが少し収まっているというようなお話を聞いたことがあるのですが、現状どうでしょうか。</p> <p>特に県北の方に向かっていくその周囲に関してはどうでしょうか。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	<p>松くい虫被害は、県全体ではかなり減ってきております。</p> <p>ただ、一方懸念されるのは、北の方に被害が移動しつつあることです。</p> <p>具体的に言いますと、特に一戸町で飛び火的な被害があったのですが、それがまだ収束していないということで、そこが一番の懸念材料です。</p>

川村委員	わかりましたありがとうございます。
佐藤議長	他にございますでしょうか
伊藤委員	伊藤でございます。造林の資料No.3-5のスライドの5ページのところで、それから最後の11ページの関連するところについてですが、人工林のアカマツが進んで広葉樹に置き換わっています、という御説明で、計画としても天然更新を図っていくということになってはいますが、実態として、積極的な意味で広葉樹への天然更新が進んでいるのか、放置した結果、たまたま広葉樹が成林しているという状況か、結果は同じですけども意味が違うのではないかなと思ってまして、県としてはその辺どのように理解しているのか、資源管理あるいは資源構成が変わってくるという局面で、どのように管理されているのでしょうか。
鈴木森林整備課 総括課長	委員がおっしゃるとおり、その二通りあるなと思っております。 積極的にアカマツの更新伐という形で進めてアカマツを伐って、更新を進めるという手法もあるし、あとは放置した結果、これは岩手県の、九州とかと違って、天然力の素晴らしさと言えそうですけれども、結果として天然林になるということもございます。 いずれその問題は結果的に広葉樹等として再生されなかった山が出ないようにするのが重要なことと思っております。 そういう意味では、天然林を全伐した後で広葉樹が生えなかった場所については天然更新確認基準というのがありまして、振興局と市町村等で、またそれを確認するような行為もございますので、そういった中で、いずれ伐採跡地が更新可能になるような調査体制、これを継続してやっていくという考えでおり、いずれ更新されない山を幾らかでも少なくするというような取組をして参りたいと思っております。
伊藤委員	ありがとうございます。 特にもこの地域は、やはり資源構成の変化が起きそうな地域だなと思えますので、引き続き注意を払っていただければと思っております。
佐藤議長	他にございますでしょうか。
山中委員	山中です。教えて欲しいことがあって、この計画書の資料No.3-2の23ページのところに人工造林に関するところで、対象樹種となっている中で造林実績のある有用広葉樹と書いてあるのですけれども、これは具体的に何を指しているのかなと思ったところです。 またそれに関わって、例えば今日の資料のパワーポイントの資料No.3-4の概要のところも、例えばその他の針葉樹広葉樹とか、名前が書いてないと、これ何かかなというのは、半分、興味ではあるのですけれど、どういう樹種があるのかな、例えばもしこの計画のところでは人工造林で有用広葉樹とかそういう何か、いわゆるスギ、アカマツ、カラマツ以外でこう挙げてあるのは、何かそれぞれの地域の方から要望みたいなものがあがってきているからこう書いてあるのか、そういうところも併せて教えていただければと思いません。
鈴木森林整備課 総括課長	有用広葉樹ですが、多いのがコナラ、クリ、これが多いです。 令和2年度実績で言いますと、県下でコナラが46ha、クリが5ha、クヌギが4ha、これが多いです。 それからあと、ウルシが当然ありますので、これが12haほどございます。この辺が多いところでございます。
山中委員	特に何かもう少し面白い名前が挙がってくるのかと思ったのですけれど、例えば、天然更新のところである樹種をあえて積極的に入れるということですね。

	ありがとうございました。
鈴木森林整備課 総括課長	私も現地機関で造林検査等を担当していたのですが、広葉樹だと、枯損率が少し高いなど、それから、ネズミの被害が少しあるなど、こういうことでリスクがあるので、事前に植えるときには調査が必要だなという印象を受けました。 特にコナラ等は、植える時期を逸してしまうと枯れる可能性があり、森林所有者に少し負担が大きくなるということを痛感しておりましたので、事前の調査を十分しなければいけないのかなという実感でした。
佐藤議長	他にございますでしょうか それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。 第1号議案について、原案を可とすることに御異議ございませんか。
各委員	異議なし
佐藤議長	ありがとうございます。それでは御異議がないようでございますので、第1号議案につきましては、原案に異議がない旨を当審議会の意見とすることといたします。 次に、第2号議案から第5号議案まででございますけれども、いずれも変更計画の案ということでございますので、一括で審議したいと思います。馬淵川上流、大槌・気仙川、北上川上流、北上川中流の変更計画案につきまして事務局から説明をお願いいたします。
成松森林整備課 技術主幹兼 計画担当課長	資料No.5～8，資料4により説明
佐藤議長	それでは事務局からの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。
多田委員	これについて質問というか、お話をさせていただきたいと思うのですが、太陽光に関する事、バイオマス・木質バイオに関する事とあります。 無計画な実行に対して、様々な被害を想定されるということはそのとおりで、これに対する対応というのは、土木的な技術基準等もしっかり取っていないと、災害に繋がると考えますので、この点については、少々意識が遅れているかなという気がしています。この辺をしっかりとしないと、色々ところで河川の汚れや災害の発生等も想定されますので、森林の方からの考え方だけではなく、土木の方からの考え方も合わせてしっかり取り組む必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。
西島森林保全課 技術参事兼 総括課長	太陽光発電は今、遠野市でも、昨年、一昨年、非常に問題となりまして、県議会でも色んな議論がなされたという経緯がございます。 県議会の方から国に対して、請願が出されたという経緯がございます。 いろんな部局に跨るといふ事情もございますので、それぞれの環境保護なのか、また私共の方でいふ森林法の部分、下流の方にいきますと、河川管理の関係とか、あるいは遠野市さん含めて市町村、そういったところに絡むわけですが、森林に関して申し上げますと森林法10条第2項というのがございます。 そちらの方で4つの基準がございます。 災害の防止、水害の防止、水の確保、環境保全、この4つの基準に従って、いわゆる土木的観点からいろいろな技術指針、それを実現するためのマニュアルのようなものもございます。 それを受けて、県では、指導をしております。 その4つの基準を満たせば許可しなければならないという法律になっております。

	<p>ですから、我々とすればその基準に従った形で、事業者に対して、指導を徹底して行うということになります。</p> <p>よくお話に出るのが地域の住民の方々、あるいは地元市町村の意向に対して、遠野市の議員からもいろいろお話頂きましたけれども、その地域の意向を十分に汲んでくれということは、再三言われておりました。</p> <p>それについては、許可条件上は、残念ながら必須事項にはならないのですが、国では、平成元年の12月に一部ルールを改めまして、例えば、残置森林の置き方ですとか擁壁を設置する方法ですとか、そういったものを関係者からの要望にこたえて改正しました。</p> <p>そして、現地でそういう再生エネルギーというお話がよくありますけれども、根底に地域づくりという話、地域をいかにするかという問題が控えていますので、こういう方たちの意見をきちんと拾うということはとても重要であり、そこについては、必須事項ではありませんが、十分に配慮するということ、開発事業者に対しては指導を徹底しているという状況です。</p> <p>最近少し落ち着いた背景に、環境部門の方で、今まで条例アセスの対象にはならなかったのですが、制度が変わりまして、20ha以上のものについては、環境アセスの対象にしたということもあります。</p> <p>今後も引き続いて、制度に従って適正な運用を行って参りますし、地元の声もきちんと拾うように努めて参りたいと思っております。</p>
佐藤議長	はい、よろしいですか
多田委員	<p>事業者は、森林法のところだけを拾ってくるわけです。</p> <p>なぜかというところと開発行為に関しての考え方は、森林法のところと少し差異があって、少し森林法の方では甘くとらえられるという部分があるんですね。</p> <p>一方で、市町村の方も、その河川管理の立場から、例えば調整池に関して計算をして、それが違うよという指導ができればいいのですが、普段そういうことがないものですから、その知識もついていかないという部分もあるので、これは県にだけお話しすることではないのですけれども、そこら辺のところを、例えば地域住民に対する説明も、伐根しません、表土をはがしませんという形で、市町村のところまで説明していくと、これはそうかということになるのですけれども、そういう説明をして、同意を得た上で、伐根して造成する。こういう方法も、取ってくるわけです。</p> <p>ですから、その森林法だけではないのですけれども、そういう隙間にどんどん入ってくるということがあるので、何とかその辺のところを開発的な方面からも少し厳しくしておかないと、県も大変かなと、私は感じていますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
橋本林務担当技監	<p>ただいまの意見についても参考にしながら、対応をしていきたいと考えておりますけれども、質問の中にはバイオマスの発電も出てきたので、若干それに触れたいと思います。</p> <p>バイオマス発電については、そのFIT制度が出た頃は、その伐採の制限、利用する際の制限に明確なものではなく、林野庁から確認する程度のものでしたのですが、現在はもうしっかり発電業者がそういった発電施設を作るという時には、県は意見を述べるということになっておりますので、そういった話があった際にはその現状を踏まえた上で、認定に係る県の意見は出すということでやっております。</p> <p>その中で、しっかりと適正な発電所といいますか、いわゆるC、D材という本来の未利用材ですとか、そういったものが使われるようにするとか、適正な伐採体系を持っているとか、そういったものを確認しながら、県の方</p>

	<p>の意見を出していくということになっておりますので、そういった取組を中心に、指導といいますか、助言といいますか、そういった形で取り組んでいくものと考えております。</p>
佐藤議長	<p>はい、他にございませんでしょうか。</p>
川村委員	<p>パブリックコメントの結果というところで、なかなか地域森林計画、あるいは変更計画というのがそもそもどういう制度で作られているかというのは、一般の人たちは私も含めてですけれども、わかりにくいことがあって、それよりも身の回りの森林で起こっていることで、心配になっていることがあるのに、そういうことには触れられていないという不安を感じて、こういった意見が幾つか出てきたのかなと読みました。</p> <p>私の感想みたいな話になってしまいますが、この計画の中で、先ほどから猪内委員が御指摘されたような、例えばその計画と実績、それからその次の新しい計画というところの数字が会議でいつも言われますね、という話でしたけれども、あるべき姿、望ましい姿というのはこうです、というところで、出てきた数字に対して無理だということはわかっていたとしても、その理想に達するまでには、例えば労働力は、林業従事者が何人いなければいけない、機械力は何々が何台なければいけないというような、そういう数字の分析といいますか、予測といいますか、そのようなことができるのではないかとこのように思うのですね。</p> <p>それで無駄な仕事かもしれないかもしれませんが、そして皆様の仕事を増やしたいと言うことではありませんが、そうした客観的な考え方というものが、ちゃんといつでも示せるように用意されていて、だから、今までできませんとか、あるいはいつ頃できるでしょうかとか、やるつもりですというようなお話になってくると、一般の県民にも、説明しやすくなるであろうというようなことを感じましたので、一言申し添えました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
佐藤議長	<p>事務局から何かありますか。</p>
鈴木森林整備課 総括課長	<p>そのとおりといいますか、地域森林計画につきましては、国から森林の多面的機能、また国産材の供給と利用について記載するということになっていきますので、地域森林計画書にこのような内容を記載するのがなかなか難しいというのは事実でございます。</p> <p>県の計画につきましては、すでに岩手県民計画のアクションプランの際にも、今委員がおっしゃった中の項目のうち、幾らかは目標値として設定させていただいているのもあります。</p> <p>県独自の計画にできれば反映していきたい内容でございますので、またその際に意見を頂戴したいと思っております。</p> <p>また、県産木材等の基本計画の際にも、御意見を伺ったところであり、木材だけではなく、川上の分の計画等も、載せさせていただいたところがございます。</p> <p>そのほかの計画というのは他にもございまして、ぜひそちらに反映して参りたいと思っておりますので、引き続き、御意見を賜りたいと思っております。</p>
佐藤議長	<p>よろしいですか</p>
川村委員	<p>はい</p>
佐藤議長	<p>他にございますでしょうか よろしいですか。 それではないようでございますので、お諮りをしたいと思います。 第2号議案から5号議案まで、原案を可とすることに御異議ございません</p>

	か。
各委員	異議なし。
佐藤議長	はい。 ありがとうございます。 それでは異議がないようでございますので、原案に異議がない旨を当審議会の意見とすることといたします。 それから知事への意見の文案、これにつきましてははですね、第1号議案も含めまして、私に一任をしていただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。 それでは以上をもちまして議事を終了いたします。 御協力ありがとうございました。
事務局	佐藤会長には議事進行いただき、ありがとうございます。 次の森林・林業情勢報告に入ります前に、ここで休憩に入りたいと思います。
	以下、森林・林業情勢報告を行い、閉会